

伊 勢 市 公 報

第 220 号
平成 27 年 1 月 5 日
月 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例	3
○ 伊勢市民俗伝統行事継承基金条例	5
○ 山田奉行所記念館条例の一部を改正する条例	8
○ 伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園条例の一部を改正する条例	15
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	17
○ 伊勢市離宮の湯条例の一部を改正する条例	19
○ 伊勢市ふるさと未来づくり条例	21
○ 伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例	28
○ 伊勢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	30
○ 伊勢市上水道給水条例の一部を改正する条例	32
○ 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例及び伊勢市認知症対応型共同生活介護事業に地方公営企業法の一部を適用する条例を廃止する条例	35
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	37
○ 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例	39
規 則	
○ 伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則	51
○ 伊勢市消防本部に関する規則及び伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正する規則	61
○ 伊勢市消防団員服制規則の一部を改正する規則	69
○ 伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	73
○ 伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則の一部を改正する規則	76
○ 伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	78
○ 伊勢市公印規則の一部を改正する規則	80
上下水道事業規程	
○ 伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程	82
病院事業管理規程	
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	84
告 示	
○ 平成 26 年度補正予算の要領について	105
○ 平成 26 年度補正予算の要領について	108
○ 戸籍手数料等の収納の事務の委託について	140
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	141
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	142

公 告

○ 犬の抑留について	143
○ 公示送達	144
○ 農用地利用集積計画について	145
○ 犬の抑留について	146

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第32号

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市手数料徴収条例（平成17年伊勢市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項第6号中「第114条」を「第113条」に改め、同項第23号中「第103条」を「第61条」に改める。

別表第8中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別表第10中「(第2条関係)」を「(第2条、第7条関係)」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第10の改正規定 公布の日
- (2) 別表第8の改正規定 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）の施行の日
- (3) 第7条第3項の改正規定 平成27年10月1日

伊勢市民俗伝統行事継承基金条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 33 号

伊勢市民俗伝統行事継承基金条例

(設置)

第 1 条 本市の無形民俗文化財であるお木曳行事及びお白石持行事の円滑な実施及び保存継承等に必要な経費の財源に充てるため、伊勢市民俗伝統行事継承基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、第 1 条の設置の目的のため必要と認めるときは、予算の定めるところにより、基金の一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

山田奉行所記念館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 34 号

山田奉行所記念館条例の一部を改正する条例

山田奉行所記念館条例（平成 17 年伊勢市条例第 195 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「の収集、保存、展示及び」を「を収集し、保存し、展示して市民の利用に供し、もって」に改め、「山田奉行所記念館」の次に「(以下「記念館」という。)」を加える。

第 2 条中「山田奉行所記念館」を「記念館」に改める。

第 3 条の見出しを「(事業)」に改め、同条各号列記以外の部分中「山田奉行所記念館」を「記念館」に、「第 1 条に規定する」を「記念館の」に、「業務」を「事業」に改め、同条第 1 号中「山田奉行所記念館資料」を「山田奉行所に関する資料」に改め、同条第 4 号中「業務」を「事業」に改める。

第 4 条から第 6 条までを次のように改める。

(指定管理者による管理)

第 4 条 教育委員会は、記念館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に記念館の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 3 条に規定する事業を行うために必要な業務
- (2) 記念館の利用の許可に関する業務
- (3) 記念館の維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、記念館の管理に関する事務のうち、市長又は教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務

(開館時間)

第 6 条 記念館の開館時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

第 10 条中「教育委員会が別に」を「教育委員会規則で」に改め、同条を第 19 条とする。

第 9 条の見出し中「損害賠償」の次に「の義務」を加え、同条中「及び入館者」を「その他記念館に入館した者」に、「山田奉行所記念館の建物、設備又は展示物をき損し」を「故意又は過失により記念館の施設、設備、展示物、付属器具等を損傷し」に改め、同条ただし書中「市長において特別の事由」を「市長がやむを得ない事由」に改め、同条を第 18 条とする。

第 8 条中「、又は」を「又は第 10 条第 1 項の規定により」に、「、若しくは利用の制限」を「若しくは利用の停止若しくは制限」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

第 8 条に次の 1 項を加える。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を利用者から徴収することができる。

第 8 条を第 17 条とする。

第 7 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「利用者の責めに帰さない事由により利用ができなくなったときその他指定管理者」に改め、同条を第 14 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(目的外利用等の禁止)

第 15 条 利用者は、利用の許可を受けた目的以外に弓の間等を利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等の制限)

第 16 条 利用者は、弓の間等の利用のために特別の設備若しくは装飾をし、又は備付け以外の器具を持ち込み利用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

第 6 条の次に次の 7 条を加える。

(休館日)

第 7 条 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、翌日以後の最初の休日でない日

(2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(利用の許可)

第 8 条 記念館の弓の間又は書院（以下「弓の間等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可について記念館の事業の運営上又は管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の不許可)

第 9 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、弓の間等の利用を許可しないものとする。

(1) 営利を目的として利用するおそれがあると認められるとき。

(2) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 記念館の施設、設備、展示物、付属器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。

- (4) 記念館の管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第 10 条 指定管理者は、第 8 条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限し、若しくは当該許可に付した条件を変更することができる。

- (1) 利用者が偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又は指定管理者が指示した事項に違反したとき。
- (3) 前条の規定に該当する事由が発生したとき。
- (4) 天災その他の事由により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。

2 弓の間等の利用により、又は前項の規定による利用の許可の取消し若しくは利用の停止若しくは制限若しくは利用の許可に付した条件の変更により損害が生じても、教育委員会及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。ただし、同項第 5 号の規定に該当する場合は、この限りでない。

(入館の制限等)

第 11 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、記念館への入館を制限し、又は記念館からの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認める者

(3) その他管理上支障があると指定管理者が認める者

(利用料金)

第 12 条 利用者は、指定管理者に弓の間等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第 13 条 指定管理者は、公益上特別な事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

別表中「(第 6 条関係)」を「(第 12 条関係)」に、「施設使用料」を「施設利用料金」に、「冷暖房使用料」を「冷暖房利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の山田奉行所記念館条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされた利用の許可等の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定によりされている利用の許可の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）で、この条例の施行の日においてこれらの行為に係る業務を指定管理者が行うこととなるものは、同日以後における改正後の山田奉行所記念館条例（以下「新条例」という。）の適用については、新条例

の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園条例の一部を改正する条例を

ここに公布する。

平成 26 年 12 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第35号

伊勢市心身障害児通園施設おおぞら児童園条例の一部を改正する
条例

伊勢市心身障害児通園施設おおぞら児童園条例（平成17年伊勢市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第6条の2第1項」を「第6条の2の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第36号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「39万円」を「40万4,000円」に改める。

第9条及び第11条の2第2号中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第9条及び第11条の2第2号の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第7条の規定は、出産の日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後である被保険者及び被保険者であった者の出産に係る給付について適用し、出産の日が施行日前である被保険者及び被保険者であった者の出産に係る給付については、なお従前の例による。

伊勢市離宮の湯条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第37号

伊勢市離宮の湯条例の一部を改正する条例

伊勢市離宮の湯条例（平成18年伊勢市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表利用料金の部中学生以上の項中「380円」を「400円」に、「3,500円」を「3,700円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年3月1日から施行する。

伊勢市ふるさと未来づくり条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 38 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例

(目的)

第 1 条 この条例は、ふるさと未来づくりの推進について、その基本理念、市の責務、住民等の役割、まちづくり協議会の設立その他必要な事項を定めることにより、地域自治の実現を図り、もって住民が誇りと愛着を持つことのできる豊かで住み良い地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと未来づくり 自分たちのまちは自分たちでつくるという考えの下、住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を生かして自立的にまちづくりを行い、将来にわたって豊かで住み良いまちを実現するための地域自治の仕組みをいう。
- (2) 地域自治 住民等が自らの意思と責任においてまちづくりを行うことをいう。
- (3) 住民等 市内の一定の地域内における次に掲げるものをいう。
 - ア 当該地域内に居住する者
 - イ 当該地域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 当該地域内で事業を営む者
 - エ 当該地域内に存する学校に在学する者
 - オ 当該地域内で活動する団体等
- (4) まちづくり協議会 住民等が、ふるさと未来づくりを推進するため、第 6 条第 1 項に規定する地域を対象として自主的に設立し、活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 ふるさと未来づくりの推進は、自然、歴史、文化等地域の特性に配慮しつつ、住民等及び市の相互の密接な連携の下に、地域における住民の福祉の増進及び地域社会の発展に寄与することを旨として行われなければならない。

2 ふるさと未来づくりの推進は、住民等の自主性及び自立性が十分に発揮されることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ふるさと未来づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、地域自治に関する情報の提供等を通じて、基本理念に関する住民等の理解を深めるよう努めなければならない。

(住民等の役割)

第5条 住民等は、基本理念にのっとり、地域におけるまちづくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

(まちづくり協議会の設立)

第6条 住民等は、一の小学校区（平成27年4月1日において現に市が設置する小学校の通学区域をいう。）を単位とする地域（その地域の地縁、歴史等に照らして、これにより難いと認められる場合において、市長の同意を得て、当該地域を分け、又は超えて地域を定めたときは、その地域）ごとに、まちづくり協議会を設立することができる。

2 まちづくり協議会は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

(1) 名称、目的、区域、事務所の所在地、代表者の選出方法、会議の方法、活動その他組織及び運営に関する基本的な事項を定めた規約を有

すること。

- (2) 住民等が構成員であること。
- (3) 組織の設置目的が住民等相互の連絡、環境の整備等良好な地域社会の形成に資するものであること。
- (4) 代表者及び役員を選任並びに会議の運営について、民主的な手続が確保されていること。
- (5) その活動が、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするものでないこと。
- (6) その活動が、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。
- (7) その活動が、特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 まちづくり協議会は、同一の地域を対象として複数設立することはできないものとする。

4 住民等は、まちづくり協議会を設立し、及びその代表者を選出したときは、その旨を公表するものとする。

(まちづくり協議会の認定等)

第7条 まちづくり協議会は、市長の認定を受けることができる。

2 前項の認定（以下「認定」という。）を受けようとするまちづくり協議会は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、認定の申請をしたまちづくり協議会が前条第1項から第3項までの規定に適合すると認めるときは、認定をするものとする。

4 市長は、認定をしたときは、当該まちづくり協議会の名称及び事務所の所在地その他規則で定める事項並びにその認定をした日を公示するとともに、当該まちづくり協議会に対し、その旨を通知するものとする。

(まちづくり協議会の役割等)

第8条 まちづくり協議会は、地域における身近な課題の解決及び魅力ある住み良いまちづくりのための取組を実施するよう努めるものとする。

2 まちづくり協議会は、前項の取組が円滑に実施されるよう、市及び当該地域内で活動する団体等と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

3 まちづくり協議会は、当該地域だけでは解決が困難な課題等への対応策又は当該地域に関わる市の政策について、市に提案等を行うことができる。

(変更の届出等)

第9条 まちづくり協議会は、次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 名称

(2) 事務所の所在地

(3) 代表者の氏名

(4) 規約

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による届出があった場合で、第7条第4項の規定により公示した事項に変更があったときは、その旨を公示するものとする。

(地区まちづくり計画)

第10条 まちづくり協議会は、第8条第1項に規定する取組の実施に関する計画(以下「地区まちづくり計画」という。)を策定するものとする。

2 地区まちづくり計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 計画の名称

(2) 計画の目標及び方針

3 まちづくり協議会は、地区まちづくり計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、市長に報告しなければならない。

4 前項の規定は、地区まちづくり計画の変更又は廃止について準用する。
(事業報告書等の公開等)

第11条 まちづくり協議会は、毎事業年度開始後速やかに、前事業年度の事業報告書並びに収入及び支出の状況に関する報告書を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置くものとし、住民等その他の関係者の求めに応じて閲覧させるものとする。

2 前項に規定するもののほか、まちづくり協議会は、その活動について積極的な広報活動に努めるものとする。

(報告)

第12条 市長は、まちづくり協議会の事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該まちづくり協議会に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(勧告、命令等)

第13条 市長は、まちづくり協議会の事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該まちづくり協議会に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 市長は、前項の勧告をしたときは、その勧告の内容を公表しなければならない。

3 市長は、第1項の勧告を受けたまちづくり協議会が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該まちづくり協議会に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(認定の取消し)

第14条 市長は、前条第3項の規定による命令を受けたまちづくり協議会が正当な理由なくその命令に従わないときは、その認定を取り消さなければならない。

2 市長は、まちづくり協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 第6条第1項から第3項までの規定のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

3 市長は、第1項又は前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(まちづくり協議会への支援)

第15条 市は、まちづくり協議会に対し、その事業の運営に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

2 市長は、予算の範囲内で、まちづくり協議会に対し、その事業の運営に要する費用に充てるための資金（以下「ふるさと未来づくり資金」という。）を交付することができる。

3 ふるさと未来づくり資金の額その他ふるさと未来づくり資金に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第16条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第39号

伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例

伊勢市都市公園条例（平成17年伊勢市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第6条の2を削る。

第11条の表伊勢市古市公園の項中「伊勢市古市公園」を「古市公園」に改め、同表伊勢市倉田山公園の項都市公園の欄中「伊勢市倉田山公園」を「倉田山公園」に改め、同表伊勢市五十鈴公園の項を削り、同表伊勢市朝熊山麓公園の項都市公園の欄中「伊勢市朝熊山麓公園」を「朝熊山麓公園」に改め、同表伊勢市大仏山公園の項都市公園の欄中「伊勢市大仏山公園」を「大仏山公園」に改め、同表伊勢市宮川ラブリバー公園の項中「伊勢市宮川ラブリバー公園」を「宮川ラブリバー公園」に改め、同表伊勢市二見スポーツ公園の項中「伊勢市二見スポーツ公園」を「二見スポーツ公園」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（伊勢市体育施設条例の一部改正）

- 2 伊勢市体育施設条例（平成17年伊勢市条例第197号）の一部を次のように改正する。

別表第1 伊勢市五十鈴公園野球広場の項及び伊勢市五十鈴公園球技広場の項を削る。

別表第3 伊勢市五十鈴公園野球広場の項及び伊勢市五十鈴公園球技広場の項を削る。

別表第4中3の表及び4の表を削り、5の表を3の表とし、6の表から17の表までを2表ずつ繰り上げる。

伊勢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する

条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 40 号

伊勢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 168 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 計画の部給水人口の項中「142,196 人」を「130,412 人」に、「210 人」を「89 人」に、「142,406 人」を「130,501 人」に改め、同部 1 日最大給水量の項中「96,720 立方メートル」を「64,015 立方メートル」に、「42 立方メートル」を「56 立方メートル」に、「96,762 立方メートル」を「64,071 立方メートル」に改める。

別表第 2 計画の部排水処理人口の項中「134,820 人」を「109,400 人」に改め、同部 1 日最大処理能力の項中「81,733 立方メートル」を「61,771 立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市上水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 41 号

伊勢市上水道給水条例の一部を改正する条例

伊勢市上水道給水条例（平成 17 年伊勢市条例第 170 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表を次のように改める。

宇治館町の一部、宇治今在家町の一部、宇治中之切町の一部、宇治浦田町の一部、宇治浦田 1 丁目、宇治浦田 2 丁目、宇治浦田 3 丁目の一部、桜木町、中之町、古市町、久世戸町、倭町、尾上町、岡本町、岡本 1 丁目、岡本 2 丁目、岡本 3 丁目、岩淵町、岩淵 1 丁目、岩淵 2 丁目、岩淵 3 丁目、吹上 1 丁目、吹上 2 丁目、河崎 1 丁目、河崎 2 丁目、河崎 3 丁目、船江 1 丁目、船江 2 丁目、船江 3 丁目、船江 4 丁目、豊川町、本町、宮後 1 丁目、宮後 2 丁目、宮後 3 丁目、一之木 1 丁目、一之木 2 丁目、一之木 3 丁目、一之木 4 丁目、一之木 5 丁目、一志町、八日市場町、大世古 1 丁目、大世古 2 丁目、大世古 3 丁目、大世古 4 丁目、曾禰 1 丁目、曾禰 2 丁目、宮町 1 丁目、宮町 2 丁目、常磐町、常磐 1 丁目、常磐 2 丁目、常磐 3 丁目、浦口町、浦口 1 丁目、浦口 2 丁目、浦口 3 丁目、浦口 4 丁目、二俣町、二俣 1 丁目、二俣 2 丁目、二俣 3 丁目、二俣 4 丁目、辻久留町、辻久留 1 丁目、辻久留 2 丁目、辻久留 3 丁目、中島 1 丁目、中島 2 丁目、宮川 1 丁目、宮川 2 丁目、神社港、竹ヶ鼻町、小木町、馬瀬町、下野町、大湊町の一部、神田久志本町、神久 1 丁目、神久 2 丁目、神久 3 丁目、神久 4 丁目、神久 5 丁目、神久 6 丁目、黒瀬町、通町、一色町、田尻町、勢田町の一部、藤里町の一部、旭町の一部、前山町の一部、大倉町、佐八町、津村町、西豊浜町の一部、植山町、磯町の一部、東豊浜町の一部、檜原町の一部、有滝町の一部、村松町、東大淀町の一部、柏町の一部、野村町、上地町、栗野町、中須町、川端町、中村町の一部、楠部町の一部、一字田町の一部、朝熊町の一部、鹿海町、上野町

の一部、円座町の一部、神菌町の一部、横輪町の一部、二見町松下の一部、二見町江の一部、二見町茶屋、二見町三津の一部、二見町山田原の一部、二見町溝口の一部、二見町荘、二見町西、二見町今一色、二見町光の街、小俣町明野、小俣町相合、小俣町新村の一部、小俣町湯田、小俣町元町、小俣町本町、小俣町宮前、御菌町高向の一部、御菌町長屋、御菌町王中島、御菌町新開、御菌町上條及び御菌町小林

第2条第2項を削る。

別図を削る。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例及び伊勢市
認知症対応型共同生活介護事業に地方公営企業法の一部を適用する条例を
廃止する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第42号

伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例及び伊勢市認知症対応型共同生活介護事業に地方公営企業法の一部を適用する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例（平成17年伊勢市条例第94号）
- (2) 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業に地方公営企業法の一部を適用する条例（平成17年伊勢市条例第93号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に係る地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項に規定する認知症対応型共同生活介護事業（この条例による廃止前の伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例（以下「旧設置等条例」という。）第1条に規定する認知症対応型共同生活介護事業をいう。）の業務の状況を説明する書類については、旧設置等条例第6条の規定は、なおその効力を有する。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

平成 26 年 12 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 43 号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
伊勢市消防団員等公務災害補償条例(平成 17 年伊勢市条例第 209 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 7 項第 1 号中「第 4 条第 2 項第 2 号、第 5 号若しくは第 10 号若しくは第 3 項第 2 号」を「第 13 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 2 項第 1 号」に改め、同項第 2 号中「第 4 条第 2 項第 3 号、第 8 号、第 9 号又は第 13 号」を「第 13 条の 2 第 1 項第 4 号又は第 2 項第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 44 号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項第 2 号ク中「7,000 円」を「7,600 円」に改め、同号ケ中「7,900 円」を「9,000 円」に改め、同号コ中「8,800 円」を「1 万 400 円」に改め、同号サ中「9,700 円」を「1 万 1,800 円」に改め、同号シ中「1 万 600 円」を「1 万 3,200 円」に改め、同号ス中「1 万 1,500 円」を「1 万 4,600 円」に改め、同号セ中「1 万 2,400 円」を「1 万 5,900 円」に改め、同号ソ中「1 万 3,300 円」を「1 万 7,700 円」に改め、同号タ中「1 万 4,200 円」を「1 万 9,500 円」に改め、同号チ中「1 万 5,100 円」を「2 万 1,300 円」に改め、同号ツ中「1 万 6,000 円」を「2 万 3,100 円」に改める。

第 28 条第 2 項第 1 号中「100 分の 67.5」を「100 分の 82.5」に、「100 分の 87.5」を「100 分の 102.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 32.5」を「100 分の 37.5」に、「100 分の 42.5」を「100 分の 47.5」に改める。

附則第 16 項中「100 分の 1.0125」を「100 分の 1.2375」に、「100 分の 1.3125」を「100 分の 1.5375」に、「100 分の 67.5」を「100 分の 82.5」に、「100 分の 87.5」を「100 分の 102.5」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

一般職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500

15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800
16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200
17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100
18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100
19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000
20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900
21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800
22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600
23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300

	36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500
	37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700
	38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500
	39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300
	40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100
	41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700
	42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400
	43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100
	44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800
	45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600
	46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400
	47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100
	48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900
	49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500
	50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200
	51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000
	52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800
再	53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400
任	54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200
用	55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000
職	56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600

員 以 外 の 職 員	57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200
	58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000
	59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800
	60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600
	61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200
	62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600	
	63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200	
	64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800	
	65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100	
	66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700	
	67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400	
	68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900	
	69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400	
	70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100	
	71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800	
	72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500	
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000		
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700		
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400		
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100		

77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100	
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800	
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500	
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000	
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700	
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400	
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100	
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600	
86	241,000	295,900	344,000	383,900		
87	241,700	296,200	344,500	384,500		
88	242,400	296,600	344,900	385,100		
89	243,100	296,900	345,200	385,800		
90	243,600	297,300	345,600	386,400		
91	244,100	297,700	346,100	387,000		
92	244,600	298,100	346,500	387,600		
93	244,900	298,200	346,700	388,300		
94		298,500	347,100			
95		298,900	347,600			
96		299,300	348,000			
97		299,500	348,100			

98	299,800	348,600			
99	300,200	349,100			
100	300,600	349,400			
101	300,800	349,700			
102	301,100	350,100			
103	301,500	350,500			
104	301,800	350,900			
105	302,000	351,400			
106	302,300	351,800			
107	302,700	352,200			
108	303,000	352,600			
109	303,200	353,100			
110	303,600	353,500			
111	304,000	353,900			
112	304,300	354,200			
113	304,400	354,700			
114	304,700				
115	305,000				
116	305,400				
117	305,600				
118	305,800				

	119		306,100					
	120		306,400					
	121		306,800					
	122		307,000					
	123		307,300					
	124		307,600					
	125		308,000					
再 任 用 職 員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600

第2条 伊勢市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第28条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附則第16項中「100分の1.2375」を「100分の1.125」に、「100分の1.5375」を「100分の1.425」に、「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改める。

(伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年伊勢市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第4条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「100分の205」を「100分の220」に改める。

第6条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の190」を「100分の197.5」に改め、同項第2号中「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 教育長の給与等に関する条例（平成17年伊勢市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「100分の205」を「100分の220」に改める。

第8条 教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の190」を「100分の197.5」に改め、同項第2号中「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成17年伊勢市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項第2号中「100分の205」を「100分の220」に改める。

第10条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第5項第1号中「100分の190」を「100分の197.5」に改め、同

項第 2 号中「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条、第 6 条、第 8 条及び第 10 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の伊勢市職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第 13 条第 2 項及び別表の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第 28 条第 2 項及び附則第 16 項の規定、第 3 条の規定による改正後の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）第 6 条第 2 項の規定、第 5 条の規定による改正後の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）第 3 条第 2 項第 2 号の規定、第 7 条の規定による改正後の教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）第 3 条第 2 項第 2 号の規定並びに第 9 条の規定による改正後の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の病院事業管理者給与条例」という。）第 4 条第 5 項第 2 号の規定は、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 4 平成 26 年 4 月 1 日（以下この項において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の給与条例、改正後の議員報酬条例、改正後の市長等給与条例、

改正後の教育長給与条例又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の伊勢市職員給与条例、第3条の規定による改正前の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第5条の規定による改正前の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例、第7条の規定による改正前の教育長の給与等に関する条例又は第9条の規定による改正前の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の議員報酬条例、改正後の市長等給与条例、改正後の教育長給与条例又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 6 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 12 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 33 号

伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
規則の一部を改正する規則

伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(平成 18 年伊勢市規則第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「技能労務職員区分表(別表第 1)」を「別表第 1」に改める。

第 4 条中「技能労務職給料表(別表第 2)」を「別表第 2」に改める。

第 5 条中「初任給基準表(別表第 3)」を「別表第 3」に改める。

第 6 条中「技能労務職給料表級別標準職務表(別表第 4)」を「別表第 4」
に改める。

第 8 条中「技能労務職給料表昇格時号給対応表(別表第 5)」を「別表第 5」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 4 条関係)

技能労務職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員		円	円	円	円	円
	1	123,900	175,000	197,000	249,500	281,000
	2	124,800	176,500	198,400	250,900	282,900
	3	125,800	178,000	199,800	252,200	284,700
	4	126,700	179,500	201,200	253,500	286,600

以 外 の 職 員	5	127,700	180,900	202,600	254,600	288,500
	6	128,700	182,400	204,100	255,900	290,400
	7	129,700	183,900	205,500	257,200	292,200
	8	130,700	185,400	207,000	258,500	294,100
	9	131,500	186,900	208,500	259,600	295,800
	10	132,500	188,100	210,100	260,900	297,600
	11	133,500	189,400	211,700	262,200	299,400
	12	134,600	190,600	213,300	263,500	301,200
	13	135,400	192,000	214,700	264,600	302,800
	14	136,400	193,100	216,400	265,800	304,500
	15	137,400	194,300	218,100	267,000	306,200
	16	138,400	195,500	219,700	268,100	307,800
	17	139,500	196,700	221,100	269,200	309,400
	18	140,700	197,900	222,300	270,400	311,100
	19	141,900	198,900	223,500	271,500	312,800
	20	143,100	200,000	224,700	272,600	314,500
	21	144,200	201,000	226,000	273,600	315,800
	22	145,400	202,200	227,600	274,700	317,200
	23	146,600	203,400	229,200	275,800	318,600
	24	147,800	204,500	230,800	276,900	320,100

25	149,000	205,700	232,400	278,000	321,600
26	150,500	207,000	233,900	279,100	323,100
27	152,000	208,300	235,400	280,200	324,600
28	153,500	209,600	236,900	281,300	326,000
29	154,900	210,900	238,300	282,400	327,600
30	156,400	212,200	239,700	283,500	328,900
31	157,900	213,500	241,100	284,500	330,200
32	159,400	214,800	242,400	285,500	331,400
33	160,900	215,500	243,600	286,400	332,500
34	162,700	216,900	245,000	287,500	333,500
35	164,500	218,200	246,300	288,600	334,600
36	166,300	219,600	247,700	289,700	335,800
37	168,100	220,700	249,000	290,400	337,000
38	169,800	222,000	250,400	291,300	338,200
39	171,500	223,300	251,800	292,200	339,400
40	173,200	224,500	253,200	293,200	340,600
41	174,800	225,600	254,400	294,100	341,700
42	176,200	226,800	255,700	295,100	342,900
43	177,600	228,000	257,000	296,100	344,100
44	179,000	229,200	258,300	297,000	345,300
45	180,500	230,400	259,300	297,800	346,200

46	181,900	231,600	260,400	298,700	347,300
47	183,300	232,800	261,600	299,600	348,400
48	184,700	233,900	262,800	300,500	349,500
49	186,000	235,100	264,100	301,200	350,600
50	187,200	236,300	265,300	301,900	351,600
51	188,300	237,500	266,500	302,700	352,600
52	189,500	238,700	267,500	303,500	353,600
53	190,600	239,800	268,600	304,100	354,500
54	191,700	240,800	269,800	304,900	355,400
55	192,800	241,800	271,000	305,600	356,300
56	193,900	242,800	272,200	306,300	357,200
57	195,000	243,800	273,200	307,000	358,000
58	196,000	244,800	274,300	307,800	358,900
59	197,100	245,800	275,400	308,600	359,800
60	198,100	246,800	276,400	309,300	360,700
61	199,200	247,800	277,500	309,900	361,500
62	200,100	248,700	278,600	310,600	362,400
63	201,000	249,600	279,700	311,300	363,300
64	201,900	250,500	280,800	312,000	364,200
65	202,600	251,500	281,700	312,500	364,800
66	203,400	252,300	282,500	313,100	365,400

67	204,200	253,100	283,300	313,700	366,000
68	205,000	253,800	284,200	314,300	366,600
69	205,500	254,600	285,100	314,900	367,000
70	206,100	255,200	285,900	315,300	
71	206,500	255,800	286,700	315,800	
72	207,100	256,300	287,400	316,300	
73	207,700	256,600	288,200	316,600	
74	208,400	257,000	289,000	317,100	
75	209,100	257,500	289,800	317,600	
76	209,900	258,000	290,600	318,100	
77	210,200	258,600	291,200	318,300	
78	210,900	259,000	291,800	318,700	
79	211,600	259,500	292,300	319,100	
80	212,300	260,000	292,700	319,500	
81	213,000	260,300	293,100	319,900	
82	213,700	260,600	293,600	320,300	
83	214,400	260,900	294,100	320,700	
84	215,100	261,200	294,600	321,100	
85	215,800	261,400	295,000	321,400	
86	216,500	261,800	295,600	321,800	
87	217,200	262,100	296,200	322,200	

88	217,900	262,400	296,800	322,500
89	218,400	262,600	297,100	322,800
90	219,000	262,800	297,600	323,200
91	219,600	263,200	298,100	323,500
92	220,200	263,400	298,600	323,900
93	220,600	263,700	299,000	324,100
94	221,100	264,100	299,500	324,400
95	221,600	264,500	300,000	324,700
96	222,100	264,900	300,500	325,100
97	222,700	265,100	300,800	325,400
98	223,200	265,400	301,200	325,700
99	223,700	265,600	301,700	326,000
100	224,200	265,900	302,200	326,300
101	224,800	266,200	302,600	326,600
102	225,300	266,400	303,000	
103	225,900	266,700	303,400	
104	226,500	267,000	303,800	
105	226,900	267,200	304,100	
106	227,400	267,400	304,500	
107	227,900	267,700	304,900	
108	228,300	267,900	305,300	

109	228,500	268,200	305,600
110	228,900	268,500	306,000
111	229,400	268,800	306,400
112	229,900	269,000	306,800
113	230,300	269,200	307,000
114	230,800	269,500	307,400
115	231,300	269,700	307,800
116	231,800	269,900	308,100
117	232,100	270,200	308,400
118	232,500	270,500	308,800
119	232,900	270,800	309,100
120	233,300	271,100	309,400
121	233,700	271,200	309,600
122		271,500	310,000
123		271,800	310,300
124		272,100	310,600
125		272,200	310,800
126		272,500	311,200
127		272,800	311,500
128		273,100	311,800

	129		273,200	312,000		
	130		273,500	312,400		
	131		273,800	312,800		
	132		274,100	313,200		
	133		274,200	313,400		
	134		274,500			
	135		274,800			
	136		275,100			
	137		275,200			
再 任 用 職 員		191,700	202,900	225,000	246,200	277,900

備考

- この表において「再任用職員」とは、地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された者をいう。
- この表において「再任用以外の職員」とは、技能労務職員のうち再任用職員以外の技能労務職員をいう。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「新

規則」という。) 別表第2の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成26年4月1日(以下この項において「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 3 新規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、新規則の規定による給与の内払とみなす。

伊勢市消防本部に関する規則及び伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

平成 26 年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 34 号

伊勢市消防本部に関する規則及び伊勢市消防吏員服制規則の一部
を改正する規則

(伊勢市消防本部に関する規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市消防本部に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第 151 号)の
一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「階級は」の次に「、消防正監」を加える。

第 5 条第 2 項中「消防監」を「消防正監」に改める。

第 6 条第 2 項中「消防司令長」を「、消防監」に改める。

第 7 条第 2 項中「消防司令長」を「消防監」に改める。

第 11 条第 3 項中「主幹事務」を「所管事務」に改める。

第 13 条第 1 項及び第 2 項中「又は次長心得」を削る。

(伊勢市消防吏員服制規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市消防吏員服制規則(平成 17 年伊勢市規則第 154 号)の一部
を次のように改正する。

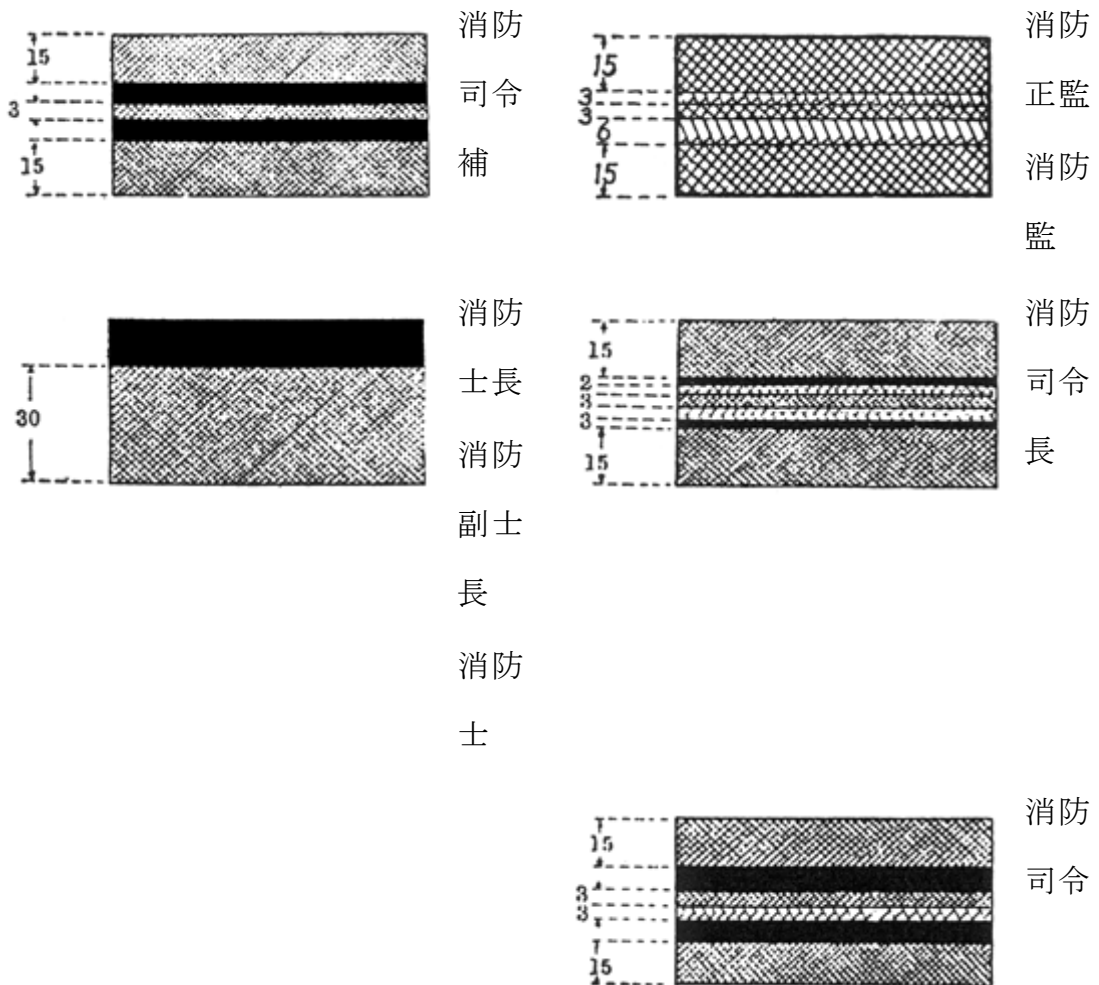
別表冬帽の部周章の項中「じゃ腹組金線」を「蛇腹組金線」に、「じゃ
腹組黒色線」を「蛇腹組黒色線」に、「じゃ腹黒色線」を「蛇腹黒色線」
に改め、同表冬服の部上衣の款製式の項中「そで章」を「袖章」に、「じ
ゃ腹組金線」を「蛇腹組金線」に、「じゃ腹組銀線」を「蛇腹組銀線」に
改め、同表夏服の部上衣の款製式の項中「長そで」を「長袖」に、「半そ
で」を「半袖」に改め、同表作業服の部乙種の款上衣(冬服)の項中「上
衣(冬服)」を「上衣」に、「長そで」を「長袖」に改め、同款上衣(夏
服)の項を削り、同表防火衣の部上衣の款製式の項中「折り襟ラグラン
そで式」を「折り襟ラグラン袖式」に改め、同表冬救急服の部上衣の款
製式の項中「長そで」を「長袖」に改め、同表盛夏救急服の部上衣の款
製式の項中「長そで」を「長袖」に、「半そで」を「半袖」に改め、同表

救助服の部上衣の款製式の項中「長そで」を「長袖」に、「伊勢消防救助隊」を「伊勢特別救助隊」に、「ISE FIRE STATION」を「ISE FIRE RESCUE」に改め、同款に次のように加える。





救助エンブレム	救助エンブレムは、左上腕部に付ける。 形状は、図のとおりとする。
---------	-------------------------------------





別表Tシャツの部製式の項中「半そで」を「半袖」に、「左そで」を「左袖」に改め、同表周章の図を次のように改める。

周章



別表防火帽、保安帽及び救急帽に付ける階級周章の図を次のように改める。

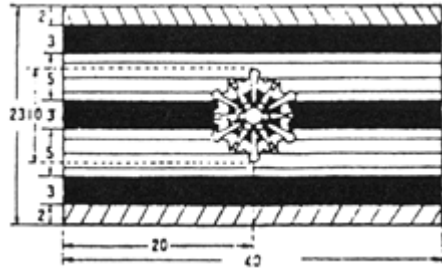
階 級	防火帽	保安帽	救急帽	周 章
消 防 士	4	4	4	
消防副士長	2 4 4	2 4 4	3 3 4	
消 防 士 長	4 4 4	4 4 4	4 3 4	
消防司令補	4 4 8	4 4 8	4 3 6	

消 防 司 令	8 4 8	8 4 8	6 3 6	
消防司令長	8 4 4 4 8	8 4 4 4 8	6 3 4 3 6	
消 防 監	8 4 8 4 8	8 4 8 4 8	6 3 6 3 6	
消 防 正 監	8 3 8 3 15	8 3 8 3 15	6 3 6 3 8	

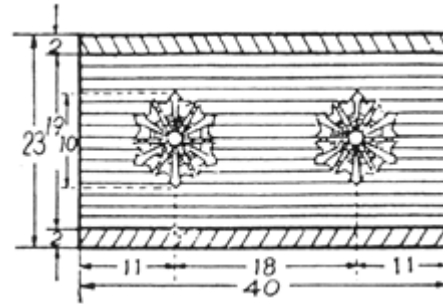
別表階級章の図を次のように改める。

階級章

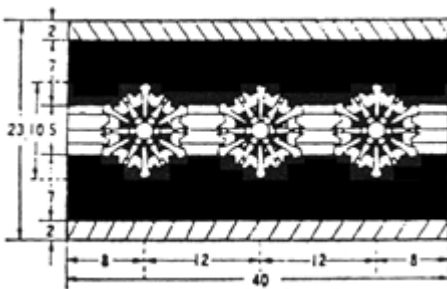
消防司令補



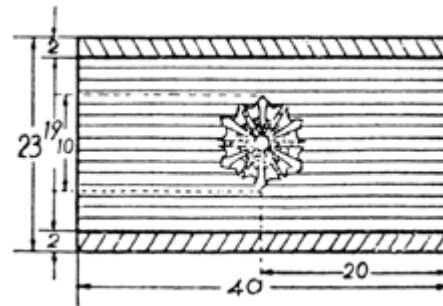
消防正監



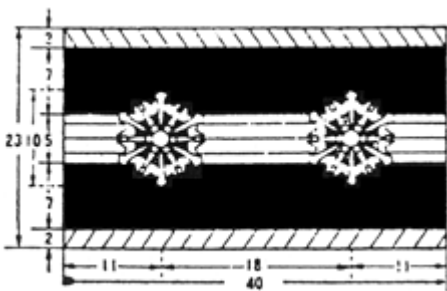
消防士長



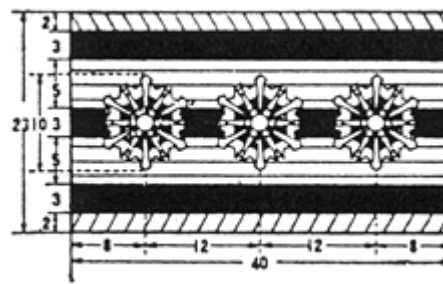
消防監



消防副士長

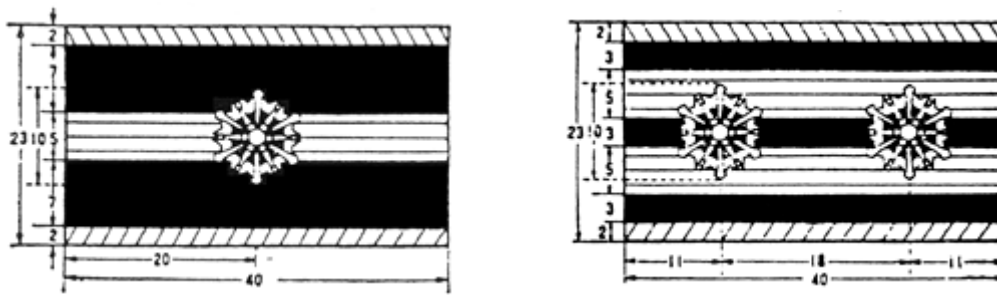


消防司令長



消防士

消防司令



別表上衣そで章の図を次のように改める。

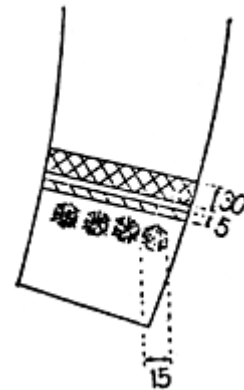
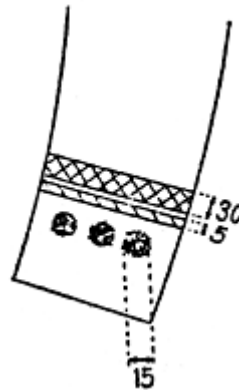
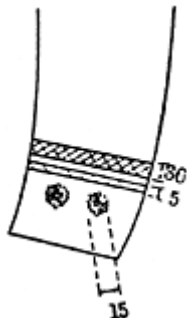
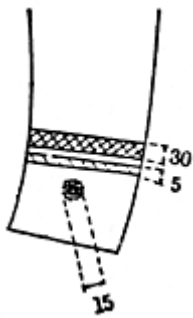
上衣袖章

消防司令

消防司令長

消防監

消防正監

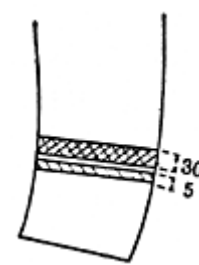
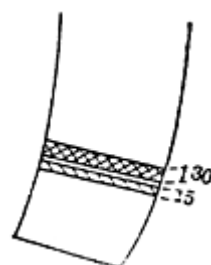
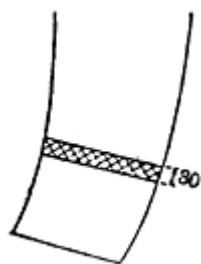


消防副士長

消防士長

消防司令補

消防士



別表作業服乙種の図を次のように改める。

作業服

乙種

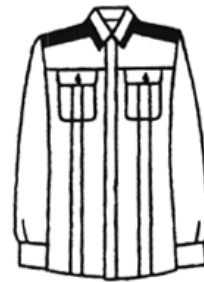
ズボン



後面



前面



別表救助服上衣前面の図、救助服上衣背面の図、救助服ズボン前面の図及び救助服ズボン側面の図を次のように改める。

救助服

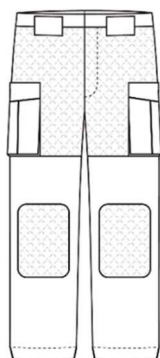
上衣 背面



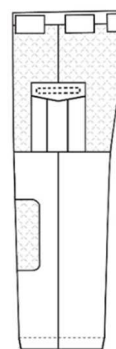
上衣 前面



ズボン 前面



ズボン 側面



別表救助服ズボン前面の図の次に次の図を加える。

救助エンブレム



附 則

この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中伊勢市消防吏員服制規則別表の改正規定（同表中周章の図の改正規定、防火帽、保安帽及び救急帽に付ける階級周章の図の改正規定、階級章の図の改正規定及び上衣そで章の図の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

伊勢市消防団員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 35 号

伊勢市消防団員服制規則の一部を改正する規則

伊勢市消防団員服制規則（平成 17 年伊勢市規則第 168 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表略帽の部製式の項中「及び寸法」を削り、同表甲種衣の部製式の款えりの項を次のように改める。

襟	剣襟とする。
---	--------

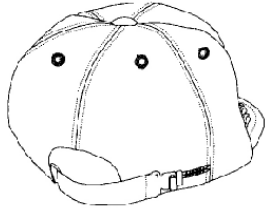
別表 1 の表甲種衣の部製式の款そで章の項中「そで章」を「袖章」に改め、同部えり章の項中「えり章」を「襟章」に、「左えり」を「左襟」に改め、同表盛夏上衣の部製式の款えりの項中「えり」を「襟」に、「開きん」を「開襟」に改め、同款そでの項を次のように改める。

袖	半袖とする。
---	--------

別表 1 の表防寒衣の部製式の項中「長そで」を「長袖」に改め、同表作業服の部上衣の款地質の項中「濃紺色」の次に「又は青色」を加え、同款製式の項中「長そで」を「長袖」に、「伊勢市消防団」とオレンジ色で」を「消防団」と、背面中央部に「伊勢市」と白色でそれぞれ」に改め、同部ズボンの款製式の項中「及び右側後方」を「、両大腿部外側及び両側後方」に改め、同表雨衣の部製式の項中「折りえり式」を「折り襟式」に、「えり部」を「襟部」に、「頭きんどめ」を「頭巾留め」に、「頭きんに」を「頭巾に」に改め、同表防火衣の部製式の項中「折りえりラグランそで式」を「折り襟ラグラン袖式」に改め、同表保安帽の部制式の項中「制式」を「製式」に改め、同表略帽の図を次のように改める。

略帽

後面



前面



別表 1 の表甲種衣の図中「そで章」を「袖章」に、「えり章」を「襟章」に改め、同表作業服の図を次のように改める。

作業服

ズボン



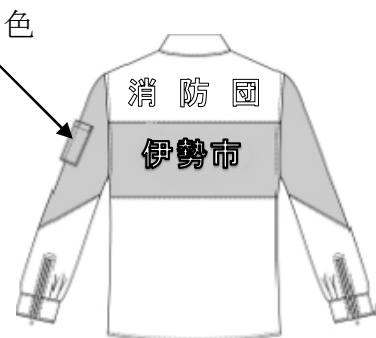
オレンジ色

上衣

前面



後面



別表 1 の表雨衣の図中「頭きん」を「頭巾」に改める。

別表 2 の表甲種衣の部製式の款えりの項を次のように改める。

襟	剣襟とする。
---	--------

別表 2 の表甲種衣の部製式の款そで章の項中「そで章」を「袖章」に改め、同表盛夏上衣の部製式の款えりの項を次のように改める。

襟	立襟（小開き式）とする。
---	--------------

別表 2 の表盛夏上衣の部製式の款肩章の項中「えり側」を「襟側」に改

め、同款そでの項を次のように改める。

袖	半袖とする。
---	--------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 の表の改正規定（同表作業服の部上衣の款地質の項の改正規定、同款製式の項の改正規定（「伊勢市消防団」とオレンジ色で）を「消防団」と、背面中央部に「伊勢市」と白色でそれぞれ）に改める部分に限る。）、同部ズボンの款製式の項の改正規定及び同表作業服の図の改正規定を除く。）及び別表 2 の表の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の伊勢市消防団員服制規則の規定による作業服については、当分の間、これを使用することができる。

伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 36 号

伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市国民健康保険条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 中「3 万円」を「、1 万 6,000 円」に改める。

別表条例第 28 条第 1 項第 1 号に該当する場合の部自己又は被保険者（その世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下「被保険者」という。）のうち災害によりその者の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額。以下「損害金額」という。）が当該住宅又は家財の価格の 10 分の 3 以上である者（ただし、前年の合計所得金額（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（地方税法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する課税長期譲渡所得金額（同法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、同法附則第 35 条第 5 項に規定する課税短期譲渡所得金額（同法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、同法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を含む。）をいう。以下同じ。）が 10,000,000 円を超える者は除く。）がある者の項中「補てんされるべき金額」を「補填されるべき金額」に、「10,000,000 円を」を「1,000 万円を」に、「とき」を「とき。」に、「5,000,000 円」を「500 万円」に、「全部」を「10 分の 10」に、「7,500,000 円」を「750 万円」に、「10,000,000 円以下」を「1,000 万円以下」に改め、同部自己又は被保険者のうち失業又は廃業等の理由により、減免の申請があった年（以下「当該年」という。）の合計所得金額の見

込額（当該年に雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定による失業又は廃業等を起因とする給付金等を受ける場合は、当該給付金等の見込額を含む。ただし、当該給付金等の見込額は、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等とみなす。以下同じ。）、が当該年の 4 月 1 日の属する年度のその者に係る市税条例附則第 5 条第 1 項に規定する市民税の所得割が非課税となる額（以下「非課税限度額」）以下又は前年の合計所得金額の 10 分の 5 以下に減少する者（ただし、前年の合計所得金額が 4,500,000 円を超える者は除く。）がある者で、かつ、生活が著しく困難であると認められるものの項中「以下同じ。）、が」を「以下同じ。）が、」に改め、「非課税限度額」の次に「という。」を加え、「4,500,000 円」を「450 万円」に、「とき」を「とき。」に、「全部」を「10 分の 10」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第 8 条の 2 の規定は、出産の日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後である被保険者及び被保険者であった者の出産に係る給付について適用し、出産の日が施行日前である被保険者及び被保険者であった者の出産に係る給付については、なお従前の例による。

伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

平成 26 年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 37 号

伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則の一部を改正する
規則

伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則（平成 24 年伊勢市規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 6 条の 2」を「第 6 条の 2 の 2」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施

行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 38 号

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年伊勢市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。
様式第 27 号及び様式第 30 号中「に規定する」を「で定める」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 39 号

伊勢市公印規則の一部を改正する規則

伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表市印の項中「国民健康保険標準負担額減額認定証」を「国民健康保険食事療養標準負担額減額認定証、国民健康保険生活療養標準負担額減額認定証」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 26 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第6号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（負担金の額）

第3条の2 条例別表2の表ただし書の規定により管理者が別に定める負担金の額は、1件につき15万円とする。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のよ
うに定める。

平成 26 年 12 月 24 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第4号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

病院企業一般職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600
10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	

11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000
12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700
13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200
14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500
15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800
16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200
17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100
18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100
19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000
20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900
21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800
22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600
23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200

32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800

53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600	
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200	
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800	
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100	
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700	
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400	
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900	
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400	
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100	
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800	
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500	

73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100	
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800	
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500	
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000	
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700	
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400	
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100	
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600	
86	241,000	295,900	344,000	383,900		
87	241,700	296,200	344,500	384,500		
88	242,400	296,600	344,900	385,100		
89	243,100	296,900	345,200	385,800		
90	243,600	297,300	345,600	386,400		
91	244,100	297,700	346,100	387,000		
92	244,600	298,100	346,500	387,600		
93	244,900	298,200	346,700	388,300		

94	298,500	347,100			
95	298,900	347,600			
96	299,300	348,000			
97	299,500	348,100			
98	299,800	348,600			
99	300,200	349,100			
100	300,600	349,400			
101	300,800	349,700			
102	301,100	350,100			
103	301,500	350,500			
104	301,800	350,900			
105	302,000	351,400			
106	302,300	351,800			
107	302,700	352,200			
108	303,000	352,600			
109	303,200	353,100			
110	303,600	353,500			
111	304,000	353,900			
112	304,300	354,200			
113	304,400	354,700			
114	304,700				

	115		305,000					
	116		305,400					
	117		305,600					
	118		305,800					
	119		306,100					
	120		306,400					
	121		306,800					
	122		307,000					
	123		307,300					
	124		307,600					
	125		308,000					
再 任 用 職 員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

病院企業技能労務職給料表

職 員 の	職務 の級					
		1級	2級	3級	4級	5級

区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	123,900	175,000	197,000	249,500	281,000
	2	124,800	176,500	198,400	250,900	282,900
	3	125,800	178,000	199,800	252,200	284,700
	4	126,700	179,500	201,200	253,500	286,600
再任用職員以外の職員	5	127,700	180,900	202,600	254,600	288,500
	6	128,700	182,400	204,100	255,900	290,400
	7	129,700	183,900	205,500	257,200	292,200
	8	130,700	185,400	207,000	258,500	294,100
	9	131,500	186,900	208,500	259,600	295,800
	10	132,500	188,100	210,100	260,900	297,600
	11	133,500	189,400	211,700	262,200	299,400
	12	134,600	190,600	213,300	263,500	301,200
	13	135,400	192,000	214,700	264,600	302,800
	14	136,400	193,100	216,400	265,800	304,500
	15	137,400	194,300	218,100	267,000	306,200
	16	138,400	195,500	219,700	268,100	307,800
	17	139,500	196,700	221,100	269,200	309,400
	18	140,700	197,900	222,300	270,400	311,100
	19	141,900	198,900	223,500	271,500	312,800

20	143,100	200,000	224,700	272,600	314,500
21	144,200	201,000	226,000	273,600	315,800
22	145,400	202,200	227,600	274,700	317,200
23	146,600	203,400	229,200	275,800	318,600
24	147,800	204,500	230,800	276,900	320,100
25	149,000	205,700	232,400	278,000	321,600
26	150,500	207,000	233,900	279,100	323,100
27	152,000	208,300	235,400	280,200	324,600
28	153,500	209,600	236,900	281,300	326,000
29	154,900	210,900	238,300	282,400	327,600
30	156,400	212,200	239,700	283,500	328,900
31	157,900	213,500	241,100	284,500	330,200
32	159,400	214,800	242,400	285,500	331,400
33	160,900	215,500	243,600	286,400	332,500
34	162,700	216,900	245,000	287,500	333,500
35	164,500	218,200	246,300	288,600	334,600
36	166,300	219,600	247,700	289,700	335,800
37	168,100	220,700	249,000	290,400	337,000
38	169,800	222,000	250,400	291,300	338,200
39	171,500	223,300	251,800	292,200	339,400
40	173,200	224,500	253,200	293,200	340,600

41	174,800	225,600	254,400	294,100	341,700
42	176,200	226,800	255,700	295,100	342,900
43	177,600	228,000	257,000	296,100	344,100
44	179,000	229,200	258,300	297,000	345,300
45	180,500	230,400	259,300	297,800	346,200
46	181,900	231,600	260,400	298,700	347,300
47	183,300	232,800	261,600	299,600	348,400
48	184,700	233,900	262,800	300,500	349,500
49	186,000	235,100	264,100	301,200	350,600
50	187,200	236,300	265,300	301,900	351,600
51	188,300	237,500	266,500	302,700	352,600
52	189,500	238,700	267,500	303,500	353,600
53	190,600	239,800	268,600	304,100	354,500
54	191,700	240,800	269,800	304,900	355,400
55	192,800	241,800	271,000	305,600	356,300
56	193,900	242,800	272,200	306,300	357,200
57	195,000	243,800	273,200	307,000	358,000
58	196,000	244,800	274,300	307,800	358,900
59	197,100	245,800	275,400	308,600	359,800
60	198,100	246,800	276,400	309,300	360,700

61	199,200	247,800	277,500	309,900	361,500
62	200,100	248,700	278,600	310,600	362,400
63	201,000	249,600	279,700	311,300	363,300
64	201,900	250,500	280,800	312,000	364,200
65	202,600	251,500	281,700	312,500	364,800
66	203,400	252,300	282,500	313,100	365,400
67	204,200	253,100	283,300	313,700	366,000
68	205,000	253,800	284,200	314,300	366,600
69	205,500	254,600	285,100	314,900	367,000
70	206,100	255,200	285,900	315,300	
71	206,500	255,800	286,700	315,800	
72	207,100	256,300	287,400	316,300	
73	207,700	256,600	288,200	316,600	
74	208,400	257,000	289,000	317,100	
75	209,100	257,500	289,800	317,600	
76	209,900	258,000	290,600	318,100	
77	210,200	258,600	291,200	318,300	
78	210,900	259,000	291,800	318,700	
79	211,600	259,500	292,300	319,100	
80	212,300	260,000	292,700	319,500	
81	213,000	260,300	293,100	319,900	

82	213,700	260,600	293,600	320,300
83	214,400	260,900	294,100	320,700
84	215,100	261,200	294,600	321,100
85	215,800	261,400	295,000	321,400
86	216,500	261,800	295,600	321,800
87	217,200	262,100	296,200	322,200
88	217,900	262,400	296,800	322,500
89	218,400	262,600	297,100	322,800
90	219,000	262,800	297,600	323,200
91	219,600	263,200	298,100	323,500
92	220,200	263,400	298,600	323,900
93	220,600	263,700	299,000	324,100
94	221,100	264,100	299,500	324,400
95	221,600	264,500	300,000	324,700
96	222,100	264,900	300,500	325,100
97	222,700	265,100	300,800	325,400
98	223,200	265,400	301,200	325,700
99	223,700	265,600	301,700	326,000
100	224,200	265,900	302,200	326,300
101	224,800	266,200	302,600	326,600
102	225,300	266,400	303,000	

103	225,900	266,700	303,400
104	226,500	267,000	303,800
105	226,900	267,200	304,100
106	227,400	267,400	304,500
107	227,900	267,700	304,900
108	228,300	267,900	305,300
109	228,500	268,200	305,600
110	228,900	268,500	306,000
111	229,400	268,800	306,400
112	229,900	269,000	306,800
113	230,300	269,200	307,000
114	230,800	269,500	307,400
115	231,300	269,700	307,800
116	231,800	269,900	308,100
117	232,100	270,200	308,400
118	232,500	270,500	308,800
119	232,900	270,800	309,100
120	233,300	271,100	309,400
121	233,700	271,200	309,600
122		271,500	310,000
123		271,800	310,300

	124		272,100	310,600		
	125		272,200	310,800		
	126		272,500	311,200		
	127		272,800	311,500		
	128		273,100	311,800		
	129		273,200	312,000		
	130		273,500	312,400		
	131		273,800	312,800		
	132		274,100	313,200		
	133		274,200	313,400		
	134		274,500			
	135		274,800			
	136		275,100			
	137		275,200			
再 任 用 職 員		191,700	202,900	225,000	246,200	277,900

備考 この表は、伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第1号）に規定する技能労務職員である職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

病院企業医療職給料表

職員 の 区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600	564,000
	2	242,600	328,800	395,500	470,900	567,100
	3	245,100	331,900	398,400	473,200	570,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500	573,300
	5	249,900	337,800	404,000	477,800	576,200
	6	253,700	341,100	406,800	480,000	578,600
	7	257,500	344,400	409,600	482,200	581,000
	8	261,300	347,700	412,400	484,400	583,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500	585,600
	10	268,900	353,900	417,700	488,600	587,100
	11	272,900	357,100	420,400	490,700	588,600
	12	276,900	360,300	423,100	492,800	590,100
	13	280,700	363,400	425,600	494,900	591,600
	14	284,700	367,100	428,100	497,000	592,700
15	288,700	370,700	430,500	499,100	593,800	

16	292,700	374,400	433,000	501,200	594,700
17	296,500	378,000	435,200	503,300	595,900
18	300,100	380,700	437,600	505,300	596,900
19	303,700	383,500	440,000	507,300	597,900
20	307,300	386,300	442,400	509,300	598,900
21	311,000	389,200	444,500	511,100	599,900
22	314,800	391,800	446,900	512,900	
23	318,500	394,400	449,300	514,800	
24	322,200	397,000	451,600	516,700	
25	325,800	399,400	453,800	518,400	
26	328,600	401,700	456,100	520,200	
27	331,400	404,000	458,400	522,000	
28	334,200	406,300	460,700	523,800	
29	337,000	408,700	462,900	525,700	
30	339,400	410,800	465,200	527,500	
31	341,800	412,800	467,500	529,300	
32	344,200	414,900	469,800	531,100	
33	346,600	417,000	471,800	532,700	
34	349,100	419,000	473,900	534,500	
35	351,500	421,000	476,000	536,200	
36	354,000	423,000	478,100	538,000	

37	356,400	425,100	480,200	539,600
38	358,800	427,100	482,000	541,200
39	361,200	429,100	483,800	542,600
40	363,600	431,100	485,600	544,200
41	365,900	433,100	487,300	545,700
42	367,400	434,900	489,100	547,100
43	368,900	436,700	490,900	548,500
44	370,400	438,500	492,700	549,800
45	371,900	440,400	494,300	551,000
46	373,300	442,200	496,000	552,000
47	374,800	444,000	497,800	553,000
48	376,300	445,800	499,600	554,000
49	377,600	447,600	501,200	555,000
50	378,600	449,300	502,500	555,900
51	379,600	451,100	503,800	556,800
52	380,600	452,900	505,100	557,700
53	381,600	454,800	506,400	558,500
54	382,500	456,000	507,700	559,400
55	383,400	457,200	509,000	560,300
56	384,300	458,400	510,300	561,200

57	385,300	459,600	511,300	562,100
58	386,200	460,600	512,100	563,000
59	387,000	461,600	512,900	563,900
60	387,900	462,600	513,700	564,600
61	388,700	463,400	514,600	565,500
62	389,200	464,100	515,400	566,400
63	389,700	464,800	516,300	567,300
64	390,200	465,500	517,100	568,200
65	390,500	466,200	518,000	569,100
66		466,900	518,900	
67		467,600	519,600	
68		468,300	520,500	
69		468,800	521,400	
70		469,500	522,200	
71		470,200	523,100	
72		470,900	524,000	
73		471,300	524,800	
74		471,900	525,700	
75		472,600	526,600	
76		473,300	527,300	
77		473,700	528,100	

	78		474,300	529,000		
	79		474,900	529,900		
	80		475,400	530,800		
	81		476,000	531,600		
	82		476,500	532,500		
	83		477,000	533,400		
	84		477,500	534,300		
	85		477,900	535,100		
	86		478,500	536,000		
	87		478,900	536,900		
	88		479,400	537,800		
	89		479,900	538,600		
	90		480,500			
	91		481,100			
	92		481,500			
	93		482,000			
	94		482,600			
	95		483,200			
	96		483,800			
	97		484,300			
再						

任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700	563,600
------	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）別表第1から別表第3までの規定は、平成26年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成26年4月1日（以下この項において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び伊勢市病院事業管理者の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、伊勢市病院事業管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 3 新規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

伊勢市告示第 116 号

平成 26 年 11 月 21 日に専決処分をした平成 26 年度補正予算の要領は、
次のとおりです。

平成 26 年 12 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成26年度 伊勢市一般会計補正予算（第3号）

平成26年度 伊勢市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、72,147千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、48,154,853千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		2,887,148	70,625	2,957,773
	3 委託金	236,764	70,625	307,389
20 繰越金		405,800	1,522	407,322
	1 繰越金	405,800	1,522	407,322
歳入合計		48,082,706	72,147	48,154,853

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,119,182	72,147	4,191,329
	4 選挙費	52,518	72,147	124,665
歳出合計		48,082,706	72,147	48,154,853

伊勢市告示第 117 号

平成 26 年 12 月 17 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 26 年度補正
予算の要領は、次のとおりです。

平成 26 年 12 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成26年度 伊勢市一般会計補正予算（第4号）

平成26年度 伊勢市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、526,542千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、48,681,395千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,404,213	132,420	6,536,633
	1 国庫負担金	4,705,862	128,518	4,834,380
	2 国庫補助金	1,662,729	3,902	1,666,631
16 県支出金		2,957,773	65,257	3,023,030
	1 県負担金	1,595,088	63,325	1,658,413
	2 県補助金	1,055,296	1,932	1,057,228
19 繰入金		1,663,554	4,529	1,668,083
	1 基金繰入金	1,663,554	4,529	1,668,083
20 繰越金		407,322	211,956	619,278
	1 繰越金	407,322	211,956	619,278
21 諸収入		619,795	5,080	624,875
	5 雑入	600,960	5,080	606,040
22 市債		5,998,400	107,300	6,105,700
	1 市債	5,998,400	107,300	6,105,700
歳入合計		48,154,853	526,542	48,681,395

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		367,159	997	368,156
	1 議会費	367,159	997	368,156
2 総務費		4,191,329	5,485	4,196,814
	1 総務管理費	3,373,510	△14,386	3,359,124
	2 徴税費	481,411	△11,231	470,180
	3 戸籍住民基本台帳費	149,205	19,072	168,277
	4 選挙費	124,665	9,107	133,772
	5 統計調査費	31,743	3,173	34,916
	6 監査委員費	30,795	△250	30,545
3 民生費		17,462,762	307,424	17,770,186
	1 社会福祉費	4,477,016	296,240	4,773,256
	2 老人福祉費	3,914,325	2,091	3,916,416
	3 児童福祉費	6,565,012	7,568	6,572,580
	4 生活保護費	2,403,485	4,647	2,408,132
	5 人権政策費	87,759	△1,277	86,482
	6 国民年金事務費	15,165	△1,845	13,320
4 衛生費		4,259,599	8,848	4,268,447
	1 保健衛生費	2,593,546	6,398	2,599,944
	2 清掃費	1,666,053	2,450	1,668,503
6 農林水産業費		723,338	7,245	730,583
	1 農業費	598,968	4,864	603,832
	2 林業費	51,419	528	51,947
	3 水産業費	72,951	1,853	74,804
7 商工費		261,444	2,072	263,516
	1 商工費	261,444	2,072	263,516
8 観光費		602,802	2,174	604,976
	1 観光費	602,802	2,174	604,976
9 土木費		5,484,710	△12,514	5,472,196
	1 土木管理費	611,213	3,218	614,431
	2 道路橋梁費	1,388,522	△939	1,387,583

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川費	641,897	4,362	646,259
	5 都市計画費	2,674,010	△17,282	2,656,728
	6 住宅費	147,100	△1,873	145,227
10 消防費		4,062,977	21,263	4,084,240
	1 消防費	4,062,977	21,263	4,084,240
11 教育費		5,086,933	177,249	5,264,182
	1 教育総務費	1,062,867	33,904	1,096,771
	2 小学校費	994,260	27,041	1,021,301
	3 中学校費	1,334,517	17,636	1,352,153
	4 幼稚園費	145,172	4,276	149,448
	5 社会教育費	609,544	67,363	676,907
	6 保健体育費	940,573	27,029	967,602
12 災害復旧費		36	6,299	6,335
	2 公共土木施設災害復旧費	15	6,299	6,314
歳出合計		48,154,853	526,542	48,681,395

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金額(千円)
2 総務費	1 総務管理費	住民情報システム管理経費	45,985
4 衛生費	1 保健衛生費	太陽光発電普及促進事業	3,000
9 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	15,000
	3 河川費	排水施設整備事業	132,500
10 消防費	1 消防費	避難対策事業	4,041
11 教育費	2 小学校費	小学校施設防災対策事業	30,243
	3 中学校費	中学校施設防災対策事業	12,299
	5 社会教育費	観光文化会館施設維持補修経費	49,032
	6 保健体育費	給食施設整備経費	2,772
		体育施設整備事業	27,000
12 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	2,900

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
いせ市議会だより印刷製本業務委託	自 平成 26 年度 至 平成 27 年度	3, 480
広報いせ印刷製本業務委託	自 平成 26 年度 至 平成 27 年度	29, 800
コミュニティバスデマンド運行业務委託	自 平成 26 年度 至 平成 27 年度	8, 549
離宮の湯管理運営委託	自 平成 26 年度 至 平成 31 年度	65, 880
健康・医療電話相談業務委託	自 平成 26 年度 至 平成 27 年度	9, 889
一般廃棄物収集運搬業務委託	自 平成 26 年度 至 平成 27 年度	302, 800
「毎年お伊勢さんへ」観光誘客キャンペーンの推進	自 平成 26 年度 至 平成 27 年度	37, 000
伊勢フットボールヴィレッジ推進業務委託	自 平成 26 年度 至 平成 27 年度	4, 400
神社「海の駅」駅舎管理運営委託	自 平成 26 年度 至 平成 29 年度	8, 172
アナログ戸別受信機アンテナ撤去業務委託	自 平成 27 年度 至 平成 27 年度	30, 084

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
知事及び県議会議員選挙 経費	自 平成27年度 至 平成27年度	6,000	自 平成27年度 至 平成27年度	8,350
茶屋1号線(禊橋)橋梁整 備	自 平成26年度 至 平成27年度	90,311	自 平成26年度 至 平成27年度	98,080

第 4 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
災 害 復 旧 事 業 債	900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り 入れる政府資金 及び地方公共団 体金融機構資金 について、利率 の見直しを行っ た後においては 当該見直し後の 利率)	政府資金・特定資 金、地方公共団体 金融機構資金に ついてはその融 通条件により、銀 行その他の場合 にはその債権者 との協定による ものとする。 ただし、市財政 の都合により据 置期間及び償還 期限を短縮し、 又は繰上償還も しくは低利に借 換えすることが できる。

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	3,353,100	3,459,500

平成26年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成26年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、110,878千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、14,978,562千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		3,102,714	0	3,102,714
	1 国庫負担金	2,372,930	0	2,372,930
	2 国庫補助金	729,784	0	729,784
4 療養給付費等交付金		298,807	26,807	325,614
	1 療養給付費等交付金	298,807	26,807	325,614
6 県支出金		737,661	0	737,661
	2 県補助金	639,887	0	639,887
10 繰越金		1	84,071	84,072
	1 繰越金	1	84,071	84,072
歳入合計		14,867,684	110,878	14,978,562

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		192,978	3,473	196,451
	1 総務管理費	164,138	3,473	167,611
2 保険給付費		9,334,817	0	9,334,817
	1 療養諸費	8,255,149	0	8,255,149
	2 高額療養費	1,001,792	0	1,001,792
3 後期高齢者支援金等		1,756,613	670	1,757,283
	1 後期高齢者支援金等	1,756,613	670	1,757,283
4 前期高齢者納付金等		1,266	102	1,368
	1 前期高齢者納付金等	1,266	102	1,368
6 介護納付金		782,967	△828	782,139
	1 介護納付金	782,967	△828	782,139
8 保健事業費		198,792	1,255	200,047
	1 特定健康診査等事業費	180,014	1,255	181,269
10 諸支出金		11,601	106,206	117,807
	1 償還金及び還付加算金	10,901	106,206	117,107
歳出合計		14,867,684	110,878	14,978,562

平成26年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成26年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1,192千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2,788,089千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		1,579,266	△1,192	1,578,074
	1 一般会計繰入金	1,579,266	△1,192	1,578,074
歳入合計		2,789,281	△1,192	2,788,089

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		60,075	△1,192	58,883
	1 総務管理費	54,666	△1,192	53,474
歳出合計		2,789,281	△1,192	2,788,089

平成26年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成26年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、325千円を減額し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,376,118千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		3,030,514	△221	3,030,293
	2 国庫補助金	661,959	△221	661,738
4 県支出金		1,517,925	△110	1,517,815
	2 県補助金	34,910	△110	34,800
6 繰入金		1,888,771	6	1,888,777
	1 一般会計繰入金	1,806,466	126	1,806,592
	2 基金繰入金	82,305	△120	82,185
歳入合計		12,376,443	△325	12,376,118

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		289,597	236	289,833
	1 総務管理費	141,549	△1,745	139,804
	3 介護認定諸費	127,380	1,981	129,361
3 地域支援事業費		182,858	△561	182,297
	1 地域支援事業費	182,858	△561	182,297
歳出合計		12,376,443	△325	12,376,118

平成26年度 伊勢市水道事業会計予算補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成26年度伊勢市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成26年度伊勢市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項目	既決予定量	補正予定量	計
(4) 主要な建設改良事業の概要			
イ 配水管・施設新設及び改良事業	979,361千円	6,970千円	986,331千円
ウ 老朽管更新事業	278,288千円	785千円	279,073千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業費用	2,705,193	△12,582	2,692,611
第1項	営業費用	2,399,975	△13,109	2,386,866
第2項	営業外費用	186,740	527	187,267

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,249,729千円」を「1,257,484千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	1,745,168	7,755	1,752,923
第1項	建設改良費	1,437,298	7,755	1,445,053

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	330,420	△5,222	325,198

平成26年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成26年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成26年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
（4）主要な建設改良事業の概要			
ア 汚水管渠敷設事業	2,055,056千円	1,944千円	2,057,000千円
エ 雨水管渠更新事業	88,164千円	26千円	88,190千円
オ ポンプ場築造事業	372,802千円	△5,446千円	367,356千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出	
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	4,002,416	△11,790	3,990,626
第1項 営業費用	3,069,689	△11,790	3,057,899

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,183,199千円」を「1,179,723千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出	
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	3,930,724	△3,476	3,927,248
第1項 建設改良費	2,860,572	△3,476	2,857,096

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	328,184	△15,011	313,173

平成26年度 伊勢市一般会計補正予算（第5号）

平成26年度 伊勢市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、86,739千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、48,768,134千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		619,278	86,739	706,017
	1 繰越金	619,278	86,739	706,017
歳入合計		48,681,395	86,739	48,768,134

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		368,156	2,938	371,094
	1 議会費	368,156	2,938	371,094
2 総務費		4,196,814	18,691	4,215,505
	1 総務管理費	3,359,124	12,168	3,371,292
	2 徴税費	470,180	4,144	474,324
	3 戸籍住民基本台帳費	168,277	1,544	169,821
	4 選挙費	133,772	377	134,149
	5 統計調査費	34,916	180	35,096
	6 監査委員費	30,545	278	30,823
3 民生費		17,770,186	19,339	17,789,525
	1 社会福祉費	4,773,256	3,390	4,776,646
	2 老人福祉費	3,916,416	1,827	3,918,243
	3 児童福祉費	6,572,580	12,325	6,584,905
	4 生活保護費	2,408,132	1,300	2,409,432
	5 人権政策費	86,482	348	86,830
	6 国民年金事務費	13,320	149	13,469
4 衛生費		4,268,447	8,303	4,276,750
	1 保健衛生費	2,599,944	3,207	2,603,151
	2 清掃費	1,668,503	5,096	1,673,599
6 農林水産業費		730,583	1,851	732,434
	1 農業費	603,832	1,563	605,395
	2 林業費	51,947	83	52,030
	3 水産業費	74,804	205	75,009
7 商工費		263,516	905	264,421
	1 商工費	263,516	905	264,421
8 観光費		604,976	1,914	606,890
	1 観光費	604,976	1,914	606,890
9 土木費		5,472,196	7,003	5,479,199
	1 土木管理費	614,431	2,257	616,688
	2 道路橋梁費	1,387,583	1,852	1,389,435

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川費	646,259	984	647,243
	5 都市計画費	2,656,728	1,590	2,658,318
	6 住宅費	145,227	320	145,547
10 消防費		4,084,240	15,953	4,100,193
	1 消防費	4,084,240	15,953	4,100,193
11 教育費		5,264,182	9,842	5,274,024
	1 教育総務費	1,096,771	3,489	1,100,260
	2 小学校費	1,021,301	541	1,021,842
	3 中学校費	1,352,153	657	1,352,810
	4 幼稚園費	149,448	1,011	150,459
	5 社会教育費	676,907	1,070	677,977
	6 保健体育費	967,602	3,074	970,676
歳出合計		48,681,395	86,739	48,768,134

平成26年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成26年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,378千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、14,979,940千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰越金		84,072	1,378	85,450
	1 繰越金	84,072	1,378	85,450
歳入合計		14,978,562	1,378	14,979,940

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		196,451	1,209	197,660
	1 総務管理費	167,611	1,209	168,820
8 保健事業費		200,047	169	200,216
	1 特定健康診査等事業費	181,269	169	181,438
歳出合計		14,978,562	1,378	14,979,940

平成26年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成26年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、497千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2,788,586千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		1,578,074	497	1,578,571
	1 一般会計繰入金	1,578,074	497	1,578,571
歳入合計		2,788,089	497	2,788,586

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		58,883	497	59,380
	1 総務管理費	53,474	497	53,971
歳出合計		2,788,089	497	2,788,586

平成26年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成26年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,549千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,377,667千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		3,030,293	108	3,030,401
	2 国庫補助金	661,738	108	661,846
4 県支出金		1,517,815	54	1,517,869
	2 県補助金	34,800	54	34,854
6 繰入金		1,888,777	1,330	1,890,107
	1 一般会計繰入金	1,806,592	1,330	1,807,922
7 繰越金		33,144	57	33,201
	1 繰越金	33,144	57	33,201
歳入合計		12,376,118	1,549	12,377,667

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		289,833	1,276	291,109
	1 総務管理費	139,804	1,276	141,080
3 地域支援事業費		182,297	273	182,570
	1 地域支援事業費	182,297	273	182,570
歳出合計		12,376,118	1,549	12,377,667

平成26年度伊勢市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成26年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

出			
項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費用	8,259,377	32,479	8,291,856
第1項 医療費用	5,783,549	32,298	5,815,847
第2項 健診費用	149,451	181	149,632

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	3,583,848	32,479	3,616,327

平成26年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成26年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成26年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(4) 主要な建設改良事業の概要			
イ 配水管・施設新設及び改良事業	986,331千円	684千円	987,015千円
ウ 老朽管更新事業	279,073千円	170千円	279,243千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 水道事業費用	2,692,611	2,335	2,694,946	
第1項 営業費用	2,386,866	2,238	2,389,104	
第2項 営業外費用	187,267	97	187,364	

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,257,484千円」を「1,258,338千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 資本的支出	1,752,923	854	1,753,777	
第1項 建設改良費	1,445,053	854	1,445,907	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	325,198	3,189	328,387

平成26年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成26年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成26年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
（4）主要な建設改良事業の概要			
ア 汚水管渠敷設事業	2,057,000 千円	1,092 千円	2,058,092 千円
エ 雨水管渠更新事業	88,190 千円	93 千円	88,283 千円
オ ポンプ場築造事業	367,356 千円	79 千円	367,435 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 下水道事業費用	3,990,626	1,787	3,992,413	
第1項 営業費用	3,057,899	1,787	3,059,686	

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,179,723千円」を「1,180,987千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 資本的支出	3,927,248	1,264	3,928,512	
第1項 建設改良費	2,857,096	1,264	2,858,360	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	313,173	3,051	316,224

伊勢市告示第 118 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、戸籍手数料、住民票手数料、印鑑証明手数料及び戸籍等諸手数料並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 26 年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

名古屋市名東区豊が丘 501 番地

アール・オー・エス中部株式会社

代表取締役 前田 幸利

2 委託期間

平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで

伊勢市教育委員会告示第 17 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 26 年 12 月 19 日

伊勢市教育委員会
委員長 八木雅文

記

- 1 日 時 平成 26 年 12 月 25 日（木）午後 7 時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1・2 会議室
- 3 会議に付する事件
 - 発議第 1 号 委員長選挙について
 - 発議第 2 号 委員長職務代理者の指定について
 - 議案第 28 号 伊勢市公立小中学校における土曜授業について

伊勢市上下水道事業告示第 35 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 26 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
385	株式会社 セフティ ージャパン	伊勢市川端町 234 番 地 1	平成 26 年 12 月 17 日

伊勢市公告第 100 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 26 年 12 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	柏町	洋犬	白	雌	小	91 日 以上	首輪あり

2 抑留した日 平成 26 年 12 月 16 日

3 抑留期限 平成 26 年 12 月 24 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 101 号

公 示 送 達

次の者の平成 26 年度市民税・県民税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 26 年 12 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略
省略	省略

伊勢市公告第 102 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 26 年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 103 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 26 年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	一字田町	洋犬	白茶	雄	小	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 26 年 12 月 25 日

3 抑留期限 平成 27 年 1 月 8 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）